

労働者派遣事業変更届手続き提出書類一覧(法人の場合)

		変更の届出													
		住所	代表者	代表者の氏名のみ	役員(代表者を除く)	役員(代表者を除く)氏名のみ	役員の住所	事業所の名称	事業所の所在地	特定製造業務への派遣	派遣元責任者	派遣元責任者氏名のみ	派遣元責任者の住所	事業所新設	事業所廃止
様式 5号 労働者派遣事業変更届出書 様式 3号 労働者派遣事業計画書 様式 3号-2 キャリア形成支援制度に関する計画書 様式 3号-3 雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書 (派遣労働者に雇用保険・健康保険・厚生年金保険未加入者がいる場合にのみ提出)		5号	5号	5号	5号	5号	5号	5号	5号	5号	5号	5号	5号	5号 3号-2 3号-3	5号
提出が必要なもの すでに提出されている者に変更があった場合		すべての事業所ごとに提出が必要なもの 当該書類に変更が加えられた場合													
添付書類	定款又は寄附行為														
	登記事項証明書														
	役員の住民票の写し														
	役員の履歴書														
	個人情報適正管理規程														
	貸借対照表及び損益計算書														
	株主資本等変動計算書等														
	法人税の確定申告書の写し														
	法人税の納税証明書														
	不動産の登記事項証明書(事業所)														
就業規則又は労働契約の以下の該当箇所(写し)															
	教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取り扱いを規定した部分														
	無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。また有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した部分														
	無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働雇用契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけれない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した部分														
	派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手続き、マニュアル等又はその概要の該当箇所の写し														
	派遣元責任者の住民票の写し														
	派遣元責任者の履歴書														
	派遣元責任者講習受講証明書														
参考資料	自己チェックシート														
	企業パンフレット等事業内容が確認できるもの(設立直後等で作成していない場合を除く)														
	労働者名簿(申請月の前月末現在(前月末で把握が困難な場合は前々月末現在)のもので、派遣労働者を含む全労働者分)														
	法7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書														
	労働者派遣事業許可申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について														
労働者派遣事業許可申請の3年間の暫定措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について															
	就業規則(労働基準監督署の受理印があるページの写し)														

- 1 常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主
- 2 常時雇用している派遣労働者が5人以下である中小企業事業主